

「ヘイトスピーチ法案について、罰則のない法律では効力がないのでは？」

平成 28 年 5 月 24 日

●皆さんからの質問

ヘイトスピーチ法案について、罰則のない法律では効力がないのでは？

●西田昌司の答え

いろいろな方からいわゆるヘイトスピーチ解消法案についての（ほとんどが批判的な）意見・質問をいただいておりますが、批判されている皆さんの誤解を解きたくここでもう一度説明させていただきます。

これまでに神奈川県桜本地区をはじめとしていろいろな場所でヘイトデモが行われてきました。地域に溶け込んで平穏に暮らしている在日韓国・朝鮮人の方々に汚い言葉を浴びせかけ、身体・生命に危害を及ぼすことを仄めかして怯えさせるといった看過できない状況が実際にあるわけですし、YouTube にそういった動画がアップされていますので、法案を批判する前にまずは現実を直視してください。あの様子を見れば、まともな日本人であれば嫌悪感を抱くはずです。

私の京都の事務所の近くに朝鮮学校がありますが、何年か前に在特会のメンバーらがこの朝鮮学校に対する抗議行動をし、その動画が YouTube にアップされましたが、それを見て私はびっくりしました。（私も動画を見るまでは知りませんでした）この朝鮮学校は、京都市が管理する公園にサッカーゴールや朝礼台などを設置して約 50 年間不正使用しており、それに対して彼らは抗議したのです。抗議の内容自体については私も理解できますが、あそこまで度を越してしまうと言葉でも暴力になってしまいますし、問

題だと思えます。

ヘイトスピーチ解消法案について批判される方々は、行政が京都の朝鮮学校のようなケースを放置しているので止むを得ずに市民が立ち上がったのであり、そういった状況を是正もせずに立ち上がった市民の一部に見られる過激な言動だけを問題にするのは順番が逆だ、と主張されます。もちろん行政の対応がまずかったという反省点ではありますが、だからといって平穩に暮らしている在日韓国・朝鮮人の方々に何を言ってもよいわけではないことは是非とも理解していただきたいのです。

禁止・罰則条項を設けない理念法では効力がないのでは、という指摘もありますが、国会がヘイトスピーチを止めるべきだと法律で謳うことにより、侮辱罪・名誉毀損罪・拡声機暴騒音規制条例といった既存の法律の解釈に影響を与えますし、ヘイトスピーチを許さないという国会の意思に沿った法の執行が期待されます。国会での議論をあざ笑うかのように6月5日にまたぞろ桜本でヘイトデモが予定されているようですが、これは国会に対する挑発行為でありますし、そのようなことをして何の意味があるのか、日本人として恥ずべき行為をしていないか、とよく考えてほしいのです。

禁止条項を設けるにしても、そもそもヘイトスピーチをどうやって定義するのかという問題があります。ヘイトスピーチを定義しようとして、例えば「これらの言葉を使ったらヘイトだ」と定義するとしましょう。そうやって、それら使ってはいけない言葉を増やしていくと表現の自由がどんどん失われてしまいます。そうなると今度は逆に言葉を絞ってヘイトスピーチの範囲を狭めようとなりますが、そうやって範囲を狭めてしまうとその範囲の外にある言葉はヘイトスピーチではないのでどんどん使ってもよいと認定することにもなってしまい、ジレンマに陥ってしまうのです。

よって我々は、ヘイトスピーチを禁止するのではなく、教育・啓発によって「ヘイトスピーチは日本人として恥ずべき行為」だという認識をヘイトスピーチをやっている人間も含めて国民全体で認識を共有する以外にない、と

いう結論に至りました。ヘイトスピーチ解消法案が理念法であるのは、まさにそのような「ヘイトスピーチを許さない」という理念を宣言する法案だからです。

また、ヘイトスピーチ解消法案が言論弾圧になるのでは、という指摘もあり、「日本のことを大切に作る党」がそのような主旨で反対しているようですが、これも全く的外れです。民進党は、民主党時代の昨年5月に人種差別撤廃施策推進法案を参議員に提出し、共同提案者として社民党も名を連ねていましたが、人種差別撤廃施策推進法案は「人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定める」と謳ってヘイトスピーチを禁止する内容となっており、彼らは禁止することにこだわっていました。一方で、我々与党ワーキングチームは禁止条項を設けずにヘイトスピーチ解消法案が言論弾圧法案とならないよう十分に検討をしてきました。

言論・表現・思想・信条の自由は保障されなければなりませんし、ヘイトスピーチ解消法案で禁止条項を設けなかったのはまさにそれら自由を保障するためでした。しかし、自由が保障されているからといっても人としての節度を守らなければならないのは当然ですし、何でもかんでも自由にやってよいというのは自由の履き違えでしかありません。我々日本人は己の行動を律していかなければなりませんし、そういったバランスを保った上でいかにヘイトスピーチを解消するかについて与党ワーキングチームは知恵を絞りに絞ったわけです。

皆さんにはヘイトスピーチ解消法案の主旨を是非ともご理解していただきたいですし、ヘイトスピーチなる言動は日本の社会からなくなるよう願っています。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>